

北海道滝川高等学校（定時制）令和５年度「学校いじめ防止対策基本方針」

令和 6 年 4 月

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

北海道滝川高等学校（定時制）は、「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめ防止基本方針（令和５年３月改定）」に基づき、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止等のために「学校いじめ防止対策基本方針」を策定する。

2 「いじめの防止等のための対策」基本理念

（１）基本理念

全ての生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を推進するため、次の基本理念を定める。

基本理念

- ①全ての生徒および教職員・保護者が「いじめの芽はどの生徒にも生じ得る」という緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめの根絶を目指す。
- ②全ての生徒がいじめの加害者にも、被害者にもならないよう、人としての成長を目指す。
- ③いじめを受けた生徒の生命及び心身を守るため、保護者との信頼関係、地域や関係機関との連携協力に努め、学校全体でいじめの問題に取り組む。

（２）取組を推進するに当たっての留意点

- ①いじめを受けた生徒にも、何らかの原因、責任があるという考え方はあってはならない。人間関係を不適切な方法により解決を図ることにより、いじめに発展することのないよう、いじめの未然防止を徹底する。また、疑わしき段階で、全関係者の連携の下、早期に解消する。
- ②発達段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学校生活に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

3 いじめの理解

（１）いじめの定義

「いじめ」とは「一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（２）いじめの内容

具体的ないじめの態様。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては次の点に留意する。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じる。
- いじめは単に生徒だけの問題ではなく、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別するなどといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる
- いじめは人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。但し要件が満たされた場合でも、被害生徒と加害生徒の関係修復状況等の事情も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。（生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。）

4 学校と家庭等の責務・役割

(1) 学校の責務

法及び条例を踏まえ、次の取組を推進する。

- ①日頃から教育活動全体を通じ、いじめを「しない」、「させない」、「許さない」集団づくりに努め、生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合い粘り強く課題を克服していく力や、円滑にコミュニケーションを図る力を育てる。
- ②生徒の実態やいじめが生まれる背景等の理解に努め、全ての生徒が安心でき、他者から承認され、繋がっていると感じられる「居場所づくり」、「絆づくり」を進める。
- ③安心、安全な学校生活の確立に向けて、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律遵守や主体的に学校生活を過ごす態度の育成、充実した授業等を土台に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- ④いじめの根本的な克服のため、全ての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- ⑤いじめ問題に迅速に対応するには、早期発見が最も重要である。生徒のささいな変化、言動にも、常にいじめの可能性を意識した即時対応が肝心であり、変化を看過、軽視することな

く、積極的にいじめの認知に努める。

- ⑥いじめの疑いが生じた場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒および知らせてきた生徒の安全を確保する。該当生徒に対しては事情を確認した上で、いじめ行為が認知された場合は、その保護者と共通認識のもと、指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- ⑦可能な限り保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

(2) 教職員の責務

教職員においては法及び条例を踏まえ、次の取組を進める。

- ①生徒理解を深め、信頼関係を築き、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に意識して、即時に対応し、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- ②いじめの相談又は確認された場合は、関係情報を記録し全体像の把握に努めるとともに、管理職及びいじめ防止対策委員長に報告し組織的に対応する。
- ③情報共有後は、正確な事実関係を理解し、組織的な方針の下、被害生徒を徹底して守る。
- ④教職員の不適切、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- ⑤校内外の生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめ問題に適切に対応できる力を身に付けるよう努める。

(3) 保護者・家庭との連携

家庭は、子どもたちにとって心のよりどころです。また生徒の教育に関し第一義的な責任を有してもおります。法及び条例を踏まえ、本校と連携するとともに以下の取組をお願い致します。

- ①保護者は、その保護する生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- ②保護者は、その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- ③保護者は、日頃から家庭において、その保護する生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- ④保護者は、いじめ問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により問題の解決に努める。
- ⑤保護者は、その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- ⑥保護者は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返さないよう、生徒を見守り支える。

5 いじめの重大事態

(1) いじめの重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義する。

(2) 重大事態の発生に係わる報告

生徒に重大事態が発生した疑いがあると認める場合には、教育委員会を通じて、その旨を知事に報告しなければならない。生徒又はその保護者から生徒に重大事態が発生し、又は発生した疑いがあるとの申立があったときも、同様とする。

6 いじめ防止等対策委員会

いじめ防止等対策のための組織として、校内に「いじめ防止対策委員会」を組織する。

(1) 委員会の構成員

教頭、◎生徒指導部長、教務部長、養護教諭、必要に応じ当該学年担任及び外部の専門家。

(2) 委員会の開催

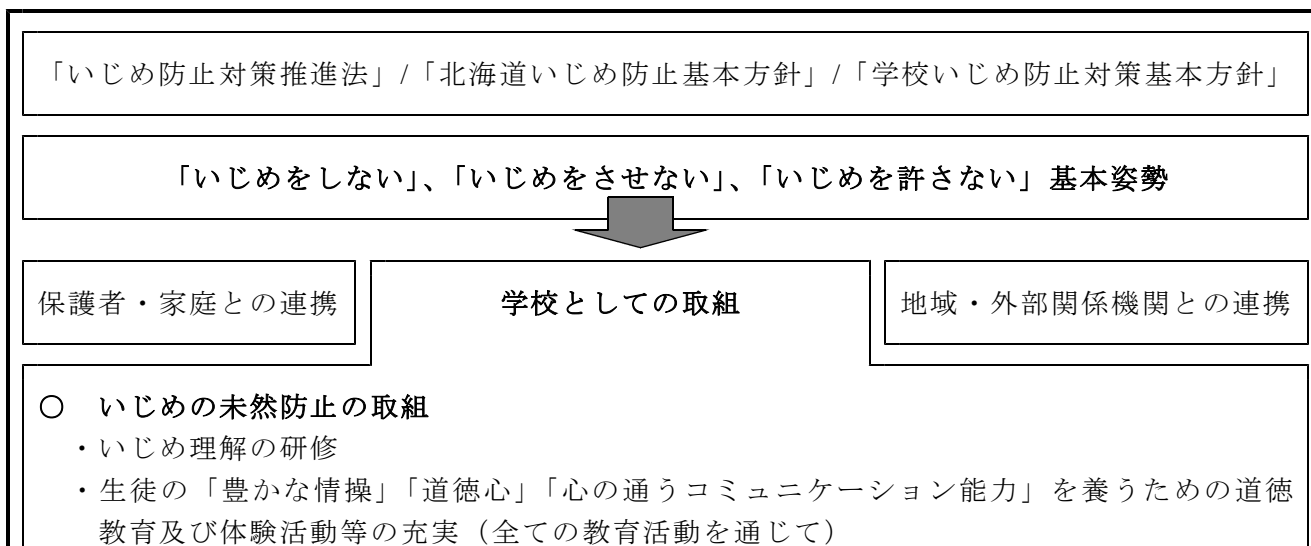
①年間実施計画に基づき開催する。

②いじめ事案及びいじめの芽と想定される場合に即時開催する。

(3) 委員会の役割

- ①いじめに関する事象の相談窓口・情報収集（アンケート等の実施）
- ②いじめに関する事象の情報共有
- ③いじめ防止、実態把握、解決に向けての対策の計画・実施
- ④いじめの「認知」の判断
- ⑤いじめの「解消」の判断
- ⑥いじめ防止等の対策に関わる資料提供（情報モラルの指導も含む）
- ⑦いじめ防止等の対策に関わる講演会、研修会の企画・運営
- ⑧学校いじめ防止対策基本方針の点検・見直し
 - (ア)全校生徒へのアンケートの実施
 - (イ)生徒会執行部及び有志の生徒による協議機会の設定
 - (ウ)保護者、地域住民へのアンケート実施の検討
- ⑨外部の専門家等との連携

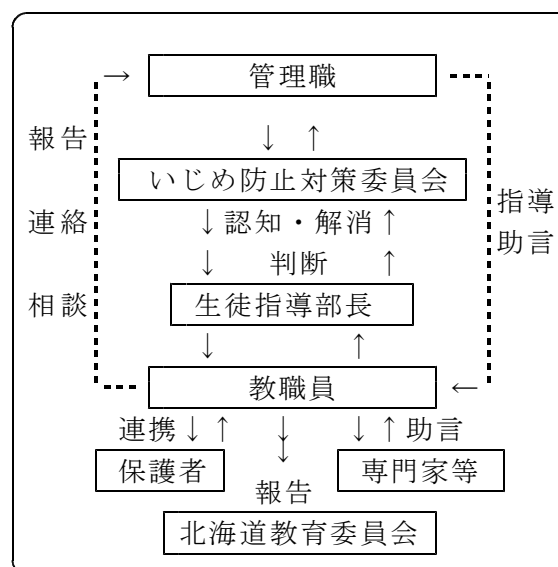
7 いじめ防止等のための日常的な指導体制等



- ・HR等を活用したいじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発
- ・インターネット・SNSの望ましい使用方法を含めた情報モラル教育の充実
- ・保護者・地域住民、その他の関係機関との連携
- ・アンケート調査（6月・11月）
- ・いじめの相談窓口の整備
- ・ささいな変化・兆候を見逃さない生徒観察
- ・管理職への報連相の徹底

○ いじめが発生した場合等の取組

- ・速やかな事実確認
- ・いじめ防止対策委員会によるいじめ認知判断
- ・いじめ行為の即時中止と再発防止の徹底
- ・いじめ加害生徒への指導、保護者への助言
- ・生徒が安心して通うことのできる環境づくり（スクールカウンセラーの派遣含む）
- ・北海道教育委員会及び所轄警察署等と連携



8 早期発見・事案対処マニュアル

（1）未然防止と早期発見

いじめ防止対策委員会の設置と学校としての取組の策定

○いじめ防止に向けた取組（基本方針を参照）

- ・いじめについての共通理解
- ・いじめに向かわない態度や能力の育成
- ・いじめが起きにくい集団の育成
- ・生徒の自己有用感や自己肯定感の育成
- ・いじめについての学び
- ・職員研修

○いじめの早期発見に向けた取組

- ・日々の観察（日常の行動・表情、授業中・休み時間、給食や清掃時、登下校時等）で生徒の些細な変化を見逃さない
- ・観察視点（集団から離れて孤立している生徒への声かけ、服装等に気を配る、持ち物等の紛失には直ちに対応し原因を明らかにするなど）
- ・保護者や生徒からの情報
- ・教育相談や生徒面談等による情報
- ・アンケートからの情報
- *気づいた情報については、学年会や部会等で確実に共有する
- *情報に基づき速やかに対応する

(2) 早期対応の基本的な流れ（問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応）

いじめの情報キャッチ



- ・直ちに、学級担任や生徒指導部長に連絡し、管理職に報告。

正確な実態把握



- ・当事者双方、周囲の生徒から聴き取り、記録する。
- ・生徒個々に聴き取りを行う。
- ・関係職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、全体像を把握する。

生徒指導部による指導体制、方針決定。いじめ防止対策委員会への報告



- ・指導のねらいを明確にする。
- ・全ての職員の共通理解を図る。
- ・対応する職員の役割分担を割り振る。
- ・道教育委員会、関係諸機関との連携を図る。
- ＊生命や身体の安全がおびやかされるような重大事案及び学校だけでは解決が困難な事案（重大事態の判断）→道教育委員会・警察等へ連絡

生徒への指導・支援



- ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ・加害生徒支援の立場から、加害生徒の抱える課題にも目を向け、成長支援の視点をもつ。

保護者との連携



- ・家庭訪問等、直接会って、具体的な対策を話す。
- ・被害、加害生徒を問わず保護者の協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合うなど支援していく。

その後の対応

- ・「いじめられた生徒を徹底して守る」「見守の体制を整備する（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）」など継続的に指導や支援を行う。
- ・スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ・解消の判断。

9 いじめ未然防止プログラム年間計画

【本校の取組の特徴】						
●総合的な探究の時間において、探究活動や発表の場面を取り入れ、コミュニケーションに必要な自分の考えを表現したり、相手の考えの良いところを見つけたりする力を育てる。 ●生徒の実態を把握するために「生徒観察記録」「ほっと」「いじめ調査」を実施し、情報共有や共通理解を図り、結果分析に基づき、生徒が抱える問題の早期発見・早期解決に努める。						
月		ア) 道徳、総合的な探究の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム	イ) 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム	ウ) 社会教育（家庭や地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ) (その他) 道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム	備考
4	始業式 入学式 対面式 オリエンテーション	登校指導（居）・給食指導（絆）・清掃指導（環）※通年実施		個人面談（居）（絆）（環）※通年実施 いじめゼロ宣言（生徒会）（絆）（環）		新年度会議 指導部通信発行
5	生徒総会 定体連地区大会	「ほっとプラス」（環）	いじめ防止標語作成・いじめ防止基本方針理解（生徒会・LHR）（環）		SNS いじめ防止教室（環）	指導部通信発行 いじめ防止校内研修（基本方針の理解とコンパス研修）
6	前期中間考査 授業参観 保護者懇談	放課後学習（居）			いじめ調査（環）	
7	学校祭 全校集会 夏季休業		学校祭（絆）（居）	地域の方々との交流と定時制からの情報発信（絆）		指導部通信発行
8	夏季休業	生活体験発表（絆）	交通安全標語作成（環）	交通安全街頭活動（絆）		
9	前期期末考査 期間休業	放課後学習（居）				PTA 役員といじめ対応等に関する意見交換
10	後期始業日 見学旅行 体育大会		体育大会（絆）（居）		保健教室（絆）	指導部通信発行 中間反省会議
11	生徒会選挙 後期中間考査	放課後学習（居）	いじめ防止理解（生徒会・LHR）（環）		いじめ調査（環）	いじめ防止校内研修（基本方針の点検とコンパス研修）
12	全校集会 冬季休業	「ほっとプラス」（環）				指導部通信発行
1	冬季休業 卒業考査 予餞会	予餞会（絆）（居）				
2	家庭学習期間 後期期末考査	放課後学習（居）				年度末反省会議
3	卒業式 修了式 離任式		演劇部自主公演（環）（絆）			新年度計画の作成 指導部通信発行

※（居）居場所づくり （絆）絆づくり （環）環境づくりの各観点を示す。

令和5年12月（修正）